

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年6月17日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 森友信

1 指示の内容

くるまえび及びがざみは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

2 適用区域

(1) 次のA、イ、Dの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置

基点A 宇部市大字東岐波丸尾三神社御旅所基石

B 宇部市大字東岐波黒崎東端

C 宇部市大字東岐波植松川河口右岸防波堤突端

D 宇部市大字東岐波月崎南東端

点イ AとCとを結んだ線とBとDとを結んだ線との交点

(2) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置

基点A 宇部市大字西岐波床波漁港東防波堤基部から突端に向かって60メートルの点に設置した標識

B 宇部市大字西岐波吉田崎南端

(3) 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置

基点A 宇部市亀浦四丁目亀浦東防波堤突端

B 宇部市大字西岐波黒崎東端

(4) 次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
点の位置

基点A 宇部市大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって175メートルの点に設置した標識

B 宇部市大字藤曲旧宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端から護岸沿い

に下流へ450メートルの点に設置した標識

C 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部

D 宇部市大字藤曲小野田線厚東川橋りょう左岸下流側基部

点イ AとBとを結んだ線上Aから400メートルの点

ロ CとDとを結んだ線上Cから150メートルの点

(5) 次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線、EとFとを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字郡宮崎南東端

B 山陽小野田市大字小野田末廣西護岸西端

C 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸上流側基部

D 山陽小野田市大字西高泊厚狭川橋左岸上流側基部

E 山陽小野田市大字東高泊小野田橋右岸下流側基部

F 山陽小野田市大字小野田小野田橋左岸下流側基部

点イ Bから真方位210度300メートルの点

(6) 次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字埴生埴生干拓護岸南東端から護岸沿いに西へ350メートルの点に設置した標柱

B 山陽小野田市大字津布田串埋立地南端

点イ Aから真方位192度400メートルの点

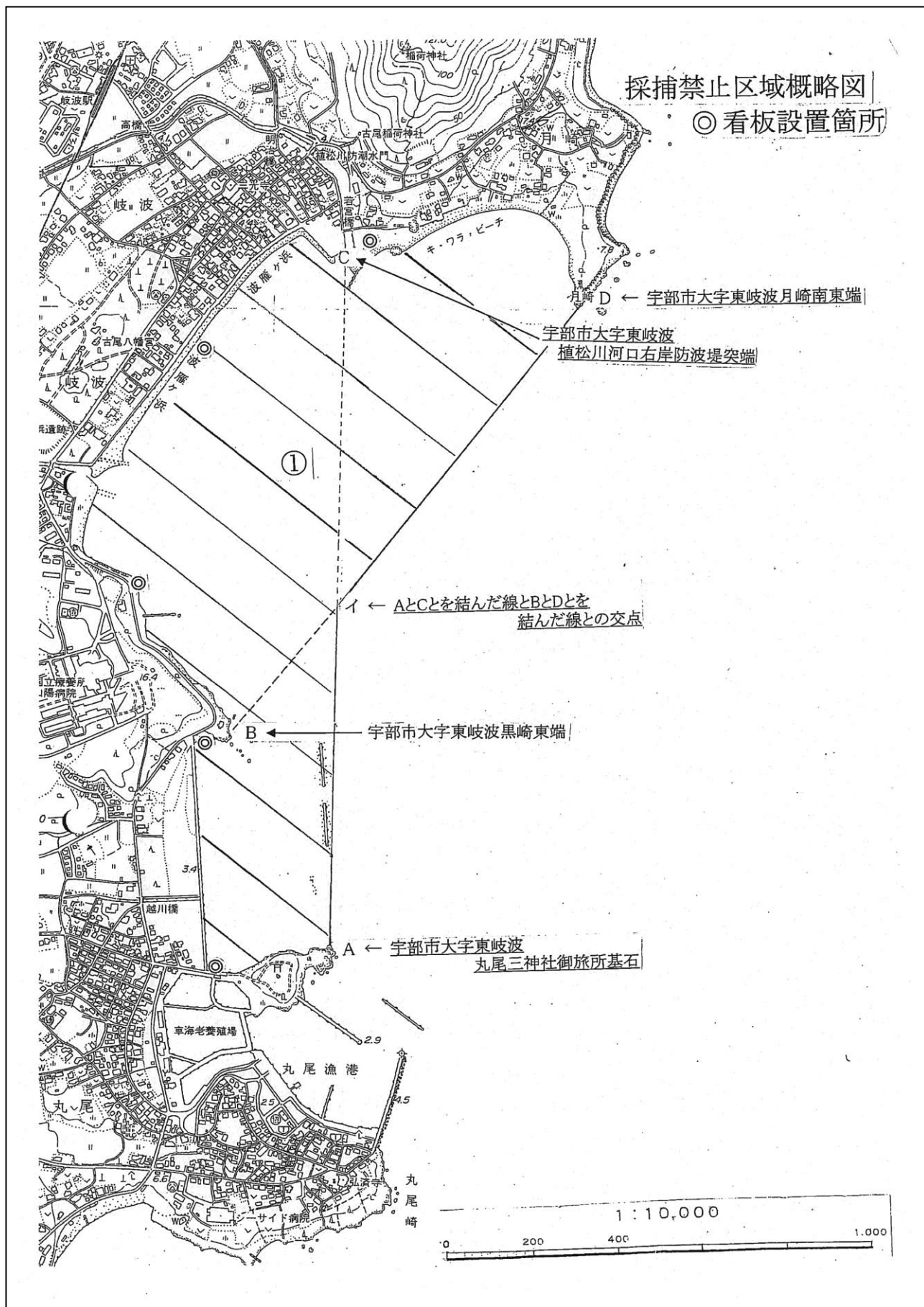
ロ AとBとを結んだ線上Bから1,900メートルの点

3 指示の有効期間

令和3年7月1日から令和6年6月30日まで

(参考)採捕禁止区域概略図

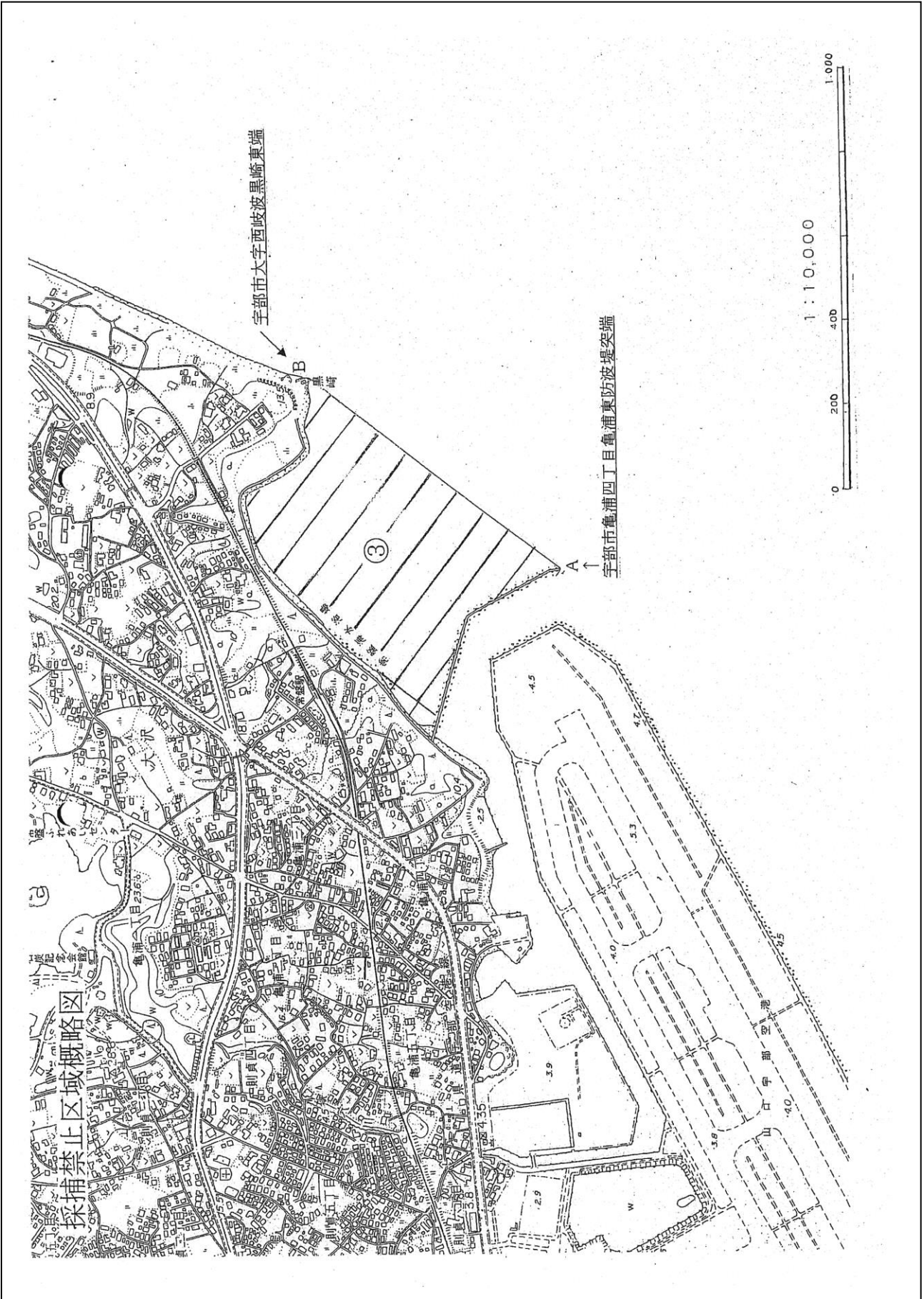
(1)の区域(東岐波)



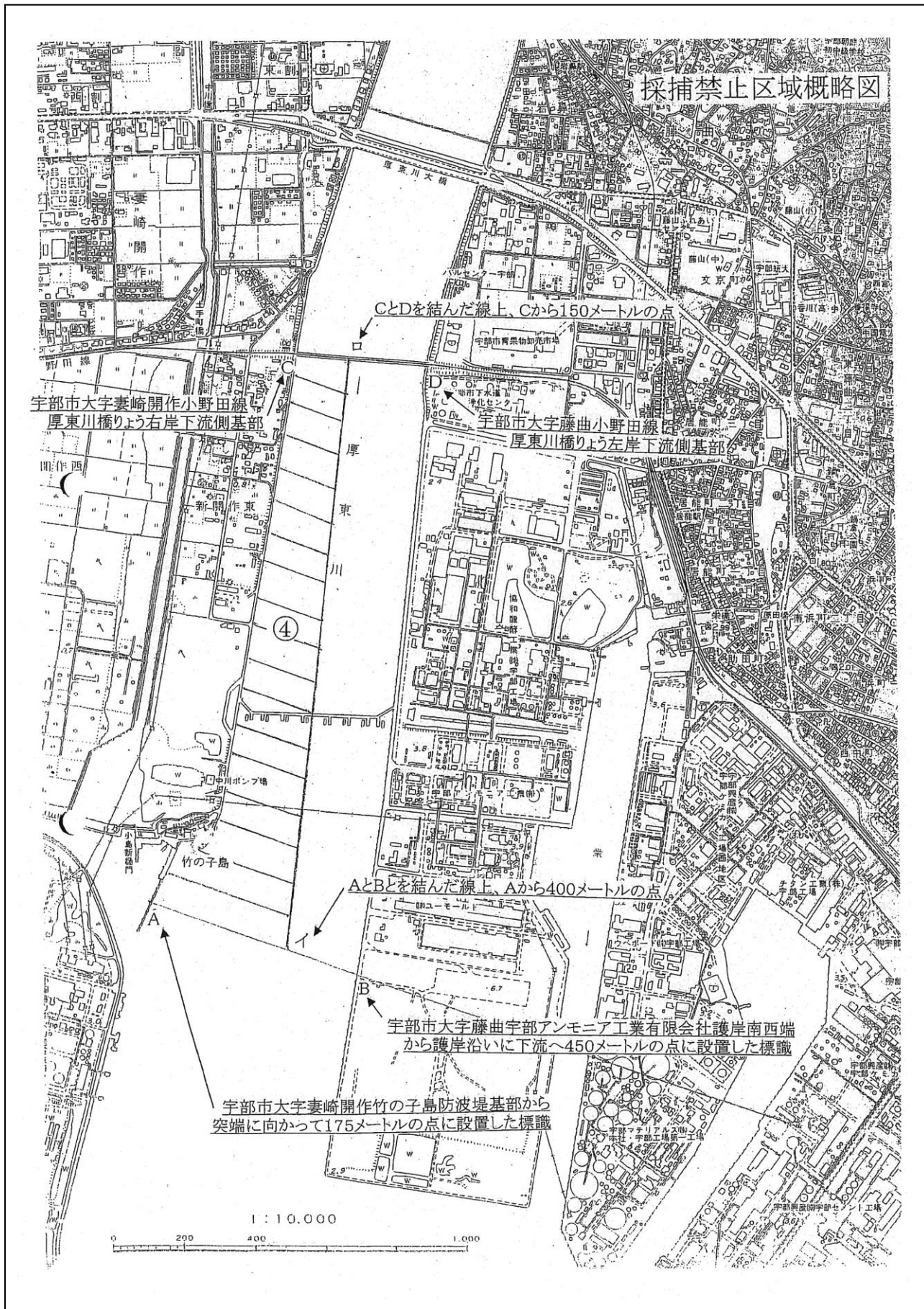
(2)の区域(床波)



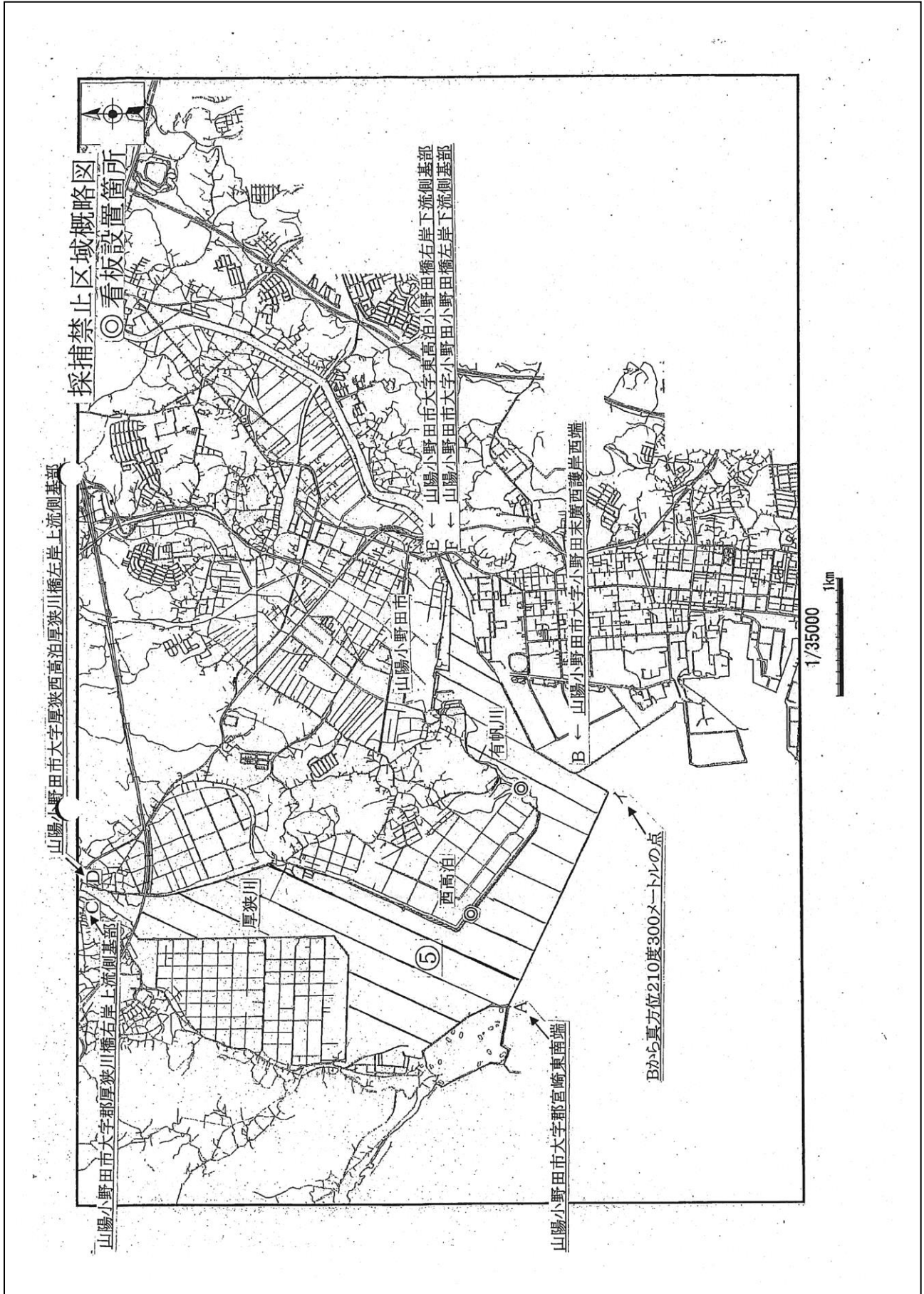
(3)の区域(常盤)



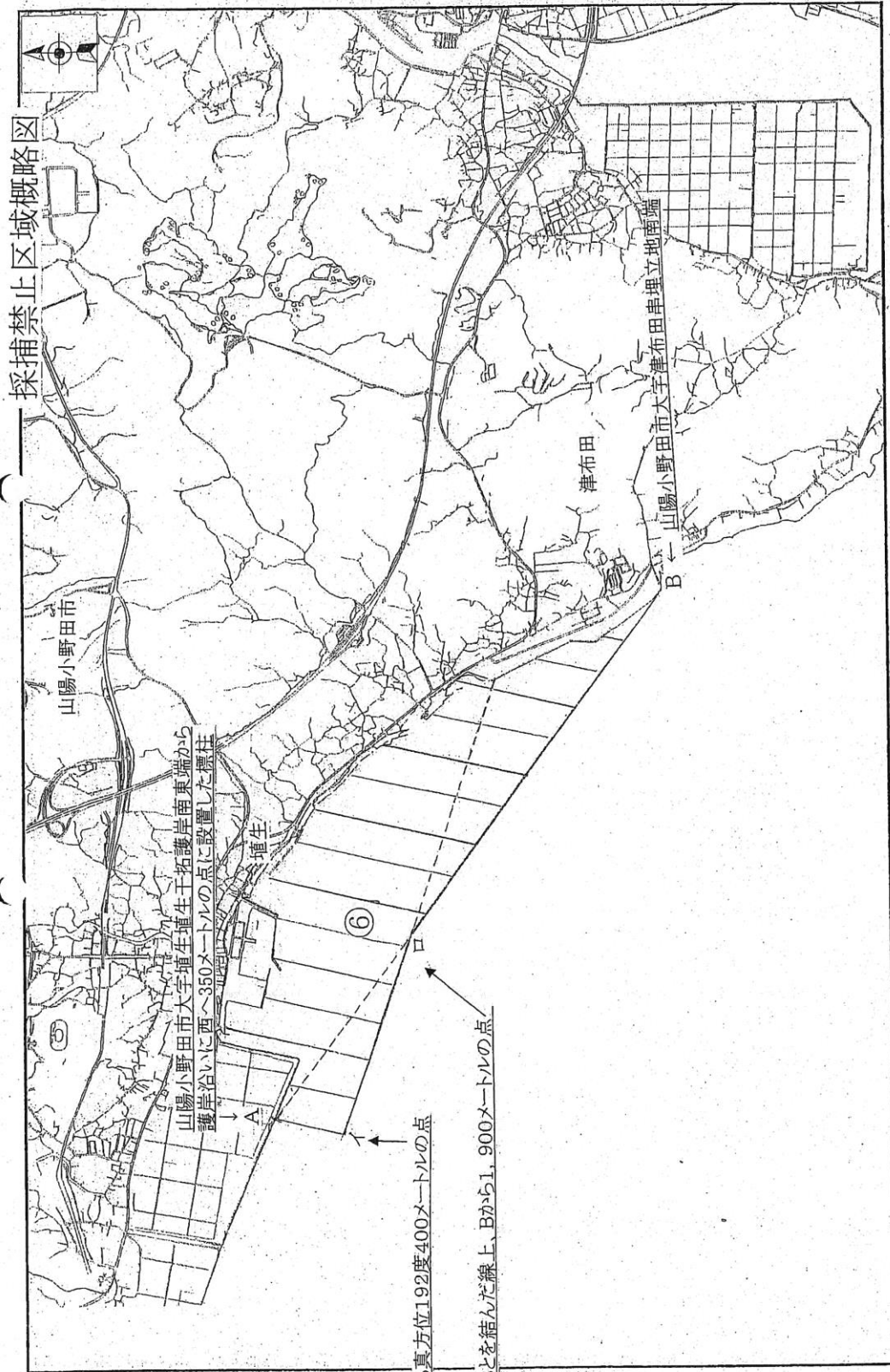
(4)の区域(厚東川)



(5)の区域(厚狭川)



(6)の区域(埴生)



採捕禁止区域概略図

山陽小野田市

津布田

山陽小野田市大字津布田串埋立地南端

山陽小野田市大字埴生埴生王拓護岸南東端から
護岸沿いに西へ350メートルの点に設置した標柱

埴生

⑥

Aから真方位192度400メートルの点

AとBとを結んだ線上、Bから1,900メートルの点

1/30000
1km